

京都市左京区静市市原地区緑地協定

緑地協定の区域

京都市左京区静市市原町886番1、886番5、886番6、886番10、
886番11、886番12、886番13、886番14、886番15、
886番16、886番17及び886番18

緑地協定の期間

市長の認可の公告のあった日から10年

緑地協定の概要

- 協定者は、協定区域内の樹木の整枝、病害虫の防除など維持管理に努めるものとする。
- 協定者は、植樹してある樹木をみだりに取り除いてはならない。また、樹木が枯死した場合は1年以内に同等の樹木を植樹するものとする。
- 本協定に定める管理費を利用し、年に1回以上、協定区域全域を対象とした業者による樹木の整枝および芝生の整備作業を実施するものとする。

認可年月日及び番号

令和3年7月13日第3号

付近見取図



この緑地協定書は、都市緑地法第54条第3項の規定に基づき、京都市建設局みどり政策推進室において縦覧しています。（公告日：令和3年7月21日）